

令和7年度香川県広報誌広告事業募集要項（入札説明書）

令和6年12月3日

香川県知事 池田 豊人

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、香川県会計規則（昭和39年規則第19号。以下「規則」という。）、物品購入等競争入札心得（以下「入札心得」という。）及び本件に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、香川県が発注する業務に関し、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものです。

1 入札に付する事項

(1) 事業名

令和7年度香川県広報誌広告事業

(2) 業務の内容

別添仕様書のとおりです。

(3) 事業実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 契約書作成の要否

要します。（契約書は、原則として香川県で準備します。）

3 電子契約の可否

(1) 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

(2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を令和6年12月23日午前10時までに電子メールにより提出してください。

(3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

（※入札公告に記載のとおりです。）

5 契約の内容に関する質問の受付

（※入札公告に記載のとおりです。）

6 入札及び開札

- (1) 入札及び開札を行う日時及び場所
(※入札公告に記載のとおりです。)
- (2) 入札書の様式
入札書の様式は指定されています。(※香川県ホームページ内の広報誌広告事業に係るページ(以下「香川県ホームページ」という。)に登載しておりますのでご活用ください。)
なお、入札書の記載は、別添の記載例を参考にしてください。
- (3) 入札書は、封筒に入れ、その封筒に入札者の氏名(法人名等)、並びに事業名(公告に記載)を記入の上、入札場所に提出してください。(※郵便又は信書便による入札は、認めておりませんのでご注意ください。)
- (4) 既に提出した入札書の取替え、変更又は取り消しはできませんのでご注意ください。
- (5) 入札及び開札場所には、原則として入札者又はその代理人(以下「入札者等」という。)以外は入場できません。
なお、代理人が入札を行う場合は、委任状を提出してください。(※委任状の様式は、香川県ホームページに登載しておりますのでご活用ください。)
また、入札者等に、入札執行職員が身分証明書等を求める場合がありますが、ご協力ください。
- (6) 開札は、入札終了後直ちに入札者等の立ち会いの上で行います。この場合において、入札者等が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせます。
- (7) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きで、落札者を決定します。
この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定します。
- (8) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格を超える価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。
- (9) 入札は原則として2回を限度とします。落札者がない場合は改めて入札手続きをやり直すか、又は施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を行うかのいずれかとなります。
- (10) 入札者等の持参するもの
 - ① 入札者等の身分証明書(社員証、運転免許証等)
 - ② 再度の入札に使用する入札書
 - ③ 委任状(代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る)

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
 - ① 当該入札に参加される方は、下記(3)により減免をされた場合を除き、入札前に、契約をしようとする金額(入札者の見積もった契約金額)の100分の5以上の入札保証金を納付してください。(※消費税等含んだ金額ですのでご注意ください。)
 - ② 入札期日の前日までに納付される方
 - ア 現金で納付される方は、納付書をお渡しいたしますので入札執行機関に申し出てください。(納付書により県の指定金融機関で納付してください。)
 - イ 保証金に代わる担保として、規則第150条に掲げる有価証券等で納付される方は、保管有価証券納付書(規則第71号様式)に必要な事項を記載し、有価証券等を入札執行機関の出納員に納付してください。(※規則第150条第1項第1号に掲げる国債等の有価

証券の担保の価値は、その額面の 100 分の 80 に相当する金額となりますのでご注意ください。)

③ 入札当日に納付される方

入札保証金等納付書（規則第 66 号様式）に必要な事項を記載して、現金又は保証金に代わる有価証券等を、入札開始時間の前までに入札執行機関の出納員に納付してください。

④ 入札保証金等を入札日の前日までに納付された方は、入札当日に納付済通知書又は証券領収書を入札執行職員に提示してください。

⑤ 入札保証金等の還付

ア 入札当日に納付された方は、入札終了後直ちに還付します。

イ 入札前日までに納付された方は、入札終了後に現金の還付請求書（様式自由）又は保管有価証券還付請求書（規則第 72 号様式）を提出していただき、後日還付します。（還付日は、還付手続き終了後に改めてご連絡します。）

ウ 落札された方が納付した入札保証金は、契約締結後に還付します。

⑥ 代理人が保証金の納付、還付請求、還付を受けるときは、委任状を添えて手続きを行ってください。

⑦ 上記②のイ、③、⑤、⑥の手続きに必要な「保管有価証券納付書」等の様式は、香川県ホームページの物品調達情報（各種様式集）に登載しておりますのでご活用ください。

(2) 契約保証金

① 落札された方は、下記(3)により減免をされた場合を除き、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付してください。

② 保証金に代わる担保として、規則第 150 条に掲げる有価証券等で納付することができます。

③ 契約保証金は、契約の履行を確認した後で還付します。

(3) 入札保証金、契約保証金の減免を受けたい方

入札保証金、契約保証金は、規則第 152 条に該当する場合は、減免することができますので減免を希望される方は、入札公告で指定した場所に指定した日時までに減免申請書を提出してください。

① 入札保証金については、次のア又はイの書類を提出し、審査の結果、適当と認められた方。

なお、審査において説明を求められた場合は、申請者の負担において完全な説明をしなければなりません。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

イ 入札公告に記載している「入札者の参加資格」を有する方で、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と過去において当該入札の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行された方

・ 契約実績のある場合には、減免申請書に契約書の写しを添付してください。

・ 契約実績については、同一の法人によるものであれば、他の支店等の実績でもかまいません。

(※減免申請書の様式は、香川県ホームページに登載しておりますのでご活用ください。)

② 契約保証金については、①のイの書類審査の結果、適当と認められた方又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、適当と認められた方。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす方

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない方。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている方。
- (3) (2)の競争入札参加資格において、香川県内に本社(本店)を有する方、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長が代理人として香川県との商取引に係る権限を委任されている方。
- (4) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない方。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされていない方。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた方
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた方
- (6) 国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体と過去3年以内に広告代理に係る契約を締結し、これを全て誠実に履行したことを証明した方。

9 入札者等に求められる事項

- (1) 入札に参加を希望される方は、前記8の(6)の要件を満たすことを証明する書類を令和6年12月13日午後5時15分までに、下記に提出してください。また、仕様書の中で提出を求められている場合はその指示に従ってください。

郵便番号 760-8570
香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県知事公室広聴広報課 広報グループ
電話番号 087-832-3019
FAX 番号 087-862-4514
- (2) 上記7の(3)、9の(1)により提出された書類の審査結果は、入札前日までにファクス又はメールで通知しますので、事業者名、担当者名、電話番号及びファクス又はメールアドレスを記入した書類を上記提出書類と併せて提出してください。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない方がした入札。
 - ① 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ② 上記8に掲げる「入札者の参加資格」のない方がした入札
- (2) 入札者が連合して入札したと認められる場合。
- (3) 入札に際し不正の行為があった場合。
- (4) 入札者又はその代理人が同一の入札について2以上の入札をした場合。
- (5) 入札保証金の納付がない場合、又は不足する場合。(免除された事業者を除く)
- (6) 入札書に氏名その他重要な文字が誤脱し、又は不明である場合。
- (7) 入札書の金額を訂正した場合。
- (8) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった方の入札。
- (9) 前記(1)～(8)に示したもののほか、入札心得、説明書等で指示した条件及び契約担当者があらかじめ指定した事項に違反した場合。

11 入札又は開札の取り消し又は延期による損害

(※入札公告に記載のとおりです。)

12 落札者の決定方法

(※入札公告に記載のとおりです。)

13 その他

- (1) 期限内に提出を求められている確認書類等を提出しなかった場合は、入札に参加できません。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合があります。
- (3) この入札に関する問合せ先・契約事務担当課等

郵便番号 760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県知事公室広聴広報課 広報グループ

電話番号 087-832-3019

FAX 番号 087-862-4514